

みんなから好かれる先生に！

菊池 凧紗 さん



きくち なぎさ さん/平成 14 年 5 月生まれ/  
認定こども園こどもの杜 勤務

# 青春

くろずあつが

菊池さんは、大空町で生まれ、津別町には小学校3年生のときに転校します。その後、津別中学校、北見柏陽高校を経て札幌大谷短期大学保育科を卒業しました。今年の4月からこども園で4歳児のクラス「ふじ組」の主担任として働いています。高校卒業後の進路を考えた時、子どもが好きなことと、親戚など周囲からの勧めもあり保育士を志望します。1年目にして主担任を任されており、仕事では日々の預かり業務から保育

内容の考案、イベントの準備など幅広い業務を担当しています。「日々できることが増えていく子ども達の成長を間近で感じられるのが嬉しいです」と笑顔で語ってくれました。将来の目標は、子ども達や保護者の方々、同じ職場の先生など周りから好かれる先生になることだそうです。趣味は、Snow Manの深澤辰哉さんと歌手の宮川大聖さんを応援することで、ライブなどでリフレッシュするそうです。

# 温故知新

【542】

さまざまな免許を持つ敏腕ドライバー

笠井 建夫 さん



かさい たてお さん/昭和 17 年 11 月、津別町生まれ/80歳/達美在住

笠井さんは、津別町達美出身で、三人兄妹の長男として生まれました。実家は木材会社に薪などの資材を運ぶ仕事のほか、稲作を手掛けており、幼いころから仕事の手伝いをして育ちます。津別の小・中学校に通い、中学卒業後は弟と妹の学費を稼ぐため三輪車の免許を取得し、本格的に家業を手伝います。親の支援もあり、働きながらも大型二種免許や特殊免許を取得。近隣に受験会場がなく札幌まで行っていたそうです。大型二種免許を取得していたこと、従兄の紹介もあり津別通運株式会社に定年まで勤めま

そこで笠井さんよりも先に勤めていた、西山鉄雄さん(7月号温故知新掲載)と中学卒業以来の再会をします。西山さんとは同級生で仕事のことからお酒の楽しみ方まで教わり、冠婚葬祭の際も大変お世話になったそうです。

津別町から木製チップを白老町まで輸送し、帰りに苫小牧市から合板用の接着剤を津別町に運ぶ仕事では、「猛吹雪の影響で渋滞が続き、3日間帰ってこないこともあった。この仕事の厳しさと自然の力を痛感した」と当時を述べ懐かしみます。免許取得が趣味の笠井さんは、働きながら「移動式クレーン」や「ショベルローダー」など計16種類もの免許を取得。中には免許はあるものの、取得しなかったものも。「全部似たようなものだから試験には落ちたことがない」と語る笠井さん。類いまれな才能を垣間見ました。退職後は送迎ドライバーとして、株式会社日本冷食や網走市にある金印わさび株式会社オホーツク工場へ従業員を送迎をする仕事に7年、津別ハイヤーに15年ほど勤めました。現在は仕事を辞めて、リンゴやプラムなど果樹栽培を趣味として余暇を過ごしています。

## 「秋バテ」に注意！



- 【秋バテ予防のポイント】
- ① 1日3食を毎日決まった時間に食べる
  - ② 主食(ご飯等)と主菜(肉や魚)を揃えて単品食べはしない
  - ③ 主菜はビタミンB1を多く含む赤身のお肉を積極的に食べる(豚肉がオススメ)
  - ④ ニラやネギ、ニンニクと一緒に食べるとビタミンB1の効果が持続

栄ちゃん: なんだか最近、体のだるさを感じるのよね。夏バテの時期は終わったのにどうしてだろう・・・

栄ちゃん: それはもしかしたら「秋バテ」かもしれませんね。

栄ちゃん: 「秋バテ」ってなに？

栄ちゃん: 秋バテとは、9月下旬ぐらいに感じる食欲不振や気だるさ、疲れが取れない、頭が痛いといった、夏バテに似た症状が表れる体調不良のことです。夏の間は、暑いことを解消するためアイスなどの冷たい物を食べるなど、体が冷える生活が多くなります。その生活を秋にも続けてしまうと体の中で冷えがたまり、その結果、血流が悪くなりやすく、内臓の元気がなくなり秋バテにつながります。

野菜を食べよう 今回はたくさんの水分を含む野菜の「なすび」のクイズです。1日350g! 夏が旬のなすびですが、夏と秋に収穫するなすびでは含まれている水分の量に違いがあります。さて、どちらの季節に収穫されている方が水分を多く含むでしょうか? 答えは12ページ下

## 税 町道民税の特別徴収 (給与天引き)について

町道民税の納め方は、本人が納付書(または口座振替)で納める普通徴収と、事業主が本人の給与から町道民税分を予め天引きしておき、代わって納める特別徴収があります(年金所得者には年金から徴収する制度もあります)。

普通徴収は1年分の税額を、4回に分けて納めます。特別徴収は1年分の税額を、12回に分けて給与から天引きします。

特別徴収の方が、1回あたりの負担額が少なく、しかも納税者の手間は全くありません。特別徴収を希望される方は、勤務先へご確認ください。

《事業主の方へのお願い》

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員(納税義務者)の町道民税を特別徴収することが法律(地方税法及び町税条例)により義務づけられています。特別徴収を開始するには、給与報告書を町に提出(毎年1月末期限)する時に、特別徴収分としてご提出ください。翌年度から特別徴収を開始します。

また、給与からの天引き額は、予め町で計算して事業主の方へ通知しますので、所得税のように、毎回計算する必要はありません。さらに11月までなら、年度途中からでも特別徴収を開始できます。特別徴収を行っている事業主の方は、ぜひ特別徴収の導入をご検討ください。